



人事委員会年報

令和元年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
①開催回数	1
②議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	9
①規則	9
②告示	11
③通知	12
(4) 条例案に対する意見の提出	14
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	15
(2) 事務分掌	15
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	16
①実施日程	16
②受験資格	17
③試験方法	19
④実施結果	20
⑤採用候補者名簿からの選択結果	22
(2) 採用選考	23
(3) 昇任選考	25
(4) 臨時的任用の承認	25
(5) 任期付職員の採用の承認	26
(6) 定年制度	26
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	27
①県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査	27
②職員の給与等に関する報告及び勧告	27
③人事統計報告	30
(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	30
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	31
①人事委員会が職権を行使する事業場一覧	31
②福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	33
(2) 労働基準監督機関の職権行使	34
(3) 事業場調査	34
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	35
(2) 勤務時間関係	35
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	35
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	36
措置要求の処理状況	36
(2) 不利益処分審査請求関係	36
①審査請求の処理状況	36
②令和元年度審理の開催状況	36
③令和元年度審査の結果	37
(3) 苦情相談関係	37
①任命権者別	37
②相談内容	37
(4) 公平委員会事務受託関係	37
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	38
(2) 職員団体の登録等	41

1 人事委員会

(1)人事委員

職	氏名	就任年月日	任期満了期日	前職等
委員長	井手 和英	平成21.12.24 〔委員長就任〕 平成28.10.21	令和3.12.23	(現)株式会社筑邦銀行 相談役
委員	吉岡 正憲	平成27. 8. 1	令和5. 7.31	(元)福岡県福祉労働部長
委員	山口 幸雄	平成28. 10. 17	令和2. 10.16	(現)弁護士 (現)福岡大学法科大学院 非常勤講師

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(2)人事委員会の開催状況

①開催回数

	開催回数			議事事項数				
	定例会	臨時会	計	議案	報告事項	協議事項	その他の事項	計
平成 31 年 4 月	3		3	12	2	0	3	17
令和 元 年 5 月	3		3	2	0	1	1	4
6 月	3		3	4	0	2	3	9
7 月	3		3	5	1	0	1	7
8 月	3		3	5	1	2	5	13
9 月	3		3	5	0	2	2	9
10 月	3		3	12	1	2	1	16
11 月	3		3	9	0	0	4	13
12 月	3		3	8	1	0	2	11
令和 2 年 1 月	3		3	7	0	0	2	9
2 月	3		3	15	2	1	2	20
3 月	3		3	24	2	1	3	30
計	36	0	36	108	10	11	29	158

②議事内容

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (31.4.2)	<p>【議案】</p> <p>1 採用選考について</p> <p>2 昇任選考について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p>
第 2 回定例会 (31.4.12)	<p>【議案】</p> <p>3 昇任選考について</p> <p>4 不利益処分についての審査請求に係る審査事務の委任の解除について</p> <p>5 不利益処分についての審査請求に係る審理委員長の指名について</p> <p>6 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>7 事務局職員の発令について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について</p>
第 3 回定例会 (31.4.23)	<p>【議案】</p> <p>8 事務局職員の発令について</p> <p>9 平成31年度福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者)試験の施行決定について</p> <p>10 平成31年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施決定について</p> <p>11 勤務条件に関する措置の要求に係る審査事務の委任の解除について</p> <p>12 勤務条件の措置の要求に係る審理委員長の指名について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 採用選考について</p> <p>※ 事務局職員の発令について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の実施について</p>
第 4 回定例会 (1.5.15)	<p>【議案】</p> <p>13 福岡県人事委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 地公労会見(平成31年春)について</p>
第 5 回定例会 (1.5.22)	<p>【議案】</p> <p>14 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定等について</p>
第 6 回定例会 (1.5.31)	<p>【協議事項】</p> <p>※ 平成30年(措)第1号事案に係る判定書(案)について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 7 回定例会 (1.6.10)	【議案】 15 措置要求の判定について 16 解雇予告除外認定について 17 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【その他の事項】 ※ 会計年度任用職員制度について
第 8 回定例会 (1.6.19)	【協議事項】 18 議会に提出された条例案に対する意見について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 9 回定例会 (1.6.26)	【協議事項】 ※ 障がい者を対象とする職員採用選考試験の受験資格について ※ 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準について 【その他の事項】 ※ 令和元年度警察官採用試験(第1回)の状況について
第 10 回定例会 (1.7.2)	【議案】 19 第180回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の第1次試験合格者の決定について 20 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の制定について
第 11 回定例会 (1.7.8)	【議案】 21 令和元年度福岡県職員採用選考試験(前期)の第1次試験合格者の決定について 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 平成30年7月23日付けで併合した昭和44年(不)第1210号事案ほか12事案に係る口頭審理調書について
第 12 回定例会 (1.7.24)	【議案】 22 不利益処分についての審査請求に係る書面審理終了の予告について 23 懲戒処分に係る審査請求の受理について
第 13 回定例会 (1.8.7)	【議案】 24 懲戒処分に係る審査請求の受理について 【その他の事項】 ※ 平成30年7月23日付けで併合した昭和45年(不)第116号事案ほか1事案に係る口頭審理調書について

開催回数及び開催年月日	議 事
第 14 回定例会 (1.8.16)	<p>【議案】</p> 25 第180回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 26 令和元年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の決定について 27 選考職の承認並びに障がい者を対象とする採用選考試験の実施決定について <p>【協議事項】</p> ※ 令和元年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第1回協議) <p>【その他の事項】</p> ※ 令和元年人事院報告・勧告について ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について ※ 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の実施結果について
第 15 回定例会 (1.8.28)	<p>【議案】</p> 28 選考職の承認について <p>【協議事項】</p> ※ 令和元年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第2回協議) <p>【報告事項】</p> ※ 採用選考について <p>【その他の事項】</p> ※ 令和元年度警察官採用試験(第1回)及び警察官A(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について
第 16 回定例会 (1.9.9)	<p>【議案】</p> 29 一般任期付職員の採用について <p>【協議事項】</p> ※ 令和元年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第3回協議) <p>【その他の事項】</p> ※ 高等学校ネイティブ英語教員の特定任期付職員としての採用について ※ 職員の懲戒処分について
第 17 回定例会 (1.9.18)	<p>【議案】</p> 30 議会に提出された条例案に対する意見について 31 懲戒処分に係る審査請求の受理について <p>【協議事項】</p> ※ 令和元年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第4回協議)
第 18 回定例会 (1.9.25)	<p>【議案】</p> 32 医師・歯科医師採用選考の合格基準の一部改正について 33 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 19 回定例会 (1.10.4)	<p>【議案】</p> <p>34 第181回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の第1次試験合格者の決定について</p> <p>35 第182回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の第1次試験合格者の決定について</p> <p>36 令和元年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について</p> <p>37 選考職の承認及び職務経験者採用選考試験の実施決定について</p> <p>38 採用選考について</p> <p>39 令和元年度福岡県警察官採用試験の試験日程等の変更について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 選考職の承認を受けた職の採用予定数の変更について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和元年度警察官A(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について</p>
第 20 回定例会 (1.10.16)	<p>【議案】</p> <p>40 選考職の承認について</p> <p>【協議事項】</p> <p>※ 福岡県の職員の任用に関する規則の改正等について</p> <p>※ 長期係属事案(争議行為事案)に係る裁決書(案)について</p>
第 21 回定例会 (1.10.24)	<p>【議案】</p> <p>41 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>42 福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について</p> <p>43 会計年度任用職員の採用選考に係る受験資格、合格基準の制定について</p> <p>44 審査請求の裁決について</p> <p>45 審査事務の委任について</p>
第 22 回定例会 (1.11.11)	<p>【議案】</p> <p>46 令和元年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について</p> <p>47 解雇予告除外認定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 人事委員会の定足数の特例の取り扱いによる次回定例委員会の開催について</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p> <p>※ 各都道府県・政令市等の令和元年人事委員会報告・勧告の状況</p>
第 23 回定例会 (1.11.19)	<p>【議案】</p> <p>48 採用選考について</p> <p>49 令和元年度福岡県職員採用選考試験(後期)の第1次試験合格者の決定について</p>

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 24 回定例会 (1.11.27)	<p>【議案】</p> <p>50 第181回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>51 第182回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>52 特定任期付職員の採用について</p> <p>53 昇任選考について</p> <p>54 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 懲戒処分状況について</p>
第 25 回定例会 (1.12.4)	<p>【議案】</p> <p>55 議会に提出された条例案に対する意見について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和元年度警察官採用試験(第2回)及び警察官B(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について</p>
第 26 回定例会 (1.12.11)	<p>【議案】</p> <p>56 選考職の承認について</p> <p>57 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>58 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか3規則の制定について</p>
第 27 回定例会 (1.12.25)	<p>【議案】</p> <p>59 職務経験者採用選考試験(児童福祉)における事務主査採用選考基準の制定について</p> <p>60 令和元年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について</p> <p>61 令和元年度福岡県職員採用選考試験(後期)の最終合格者の決定について</p> <p>62 採用選考について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ ボランティア休暇に係る特例措置の廃止について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p>
第 28 回定例会 (2.1.16)	<p>【議案】</p> <p>63 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>64 福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について</p> <p>65 警察官A・B(男性・女性)採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について</p> <p>66 警察本部に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について</p> <p>67 宿直又は日直勤務の許可について</p>

開催回数及び開催年月日	議 事
第 29 回定例会 (2.1.23)	【その他の事項】 ※ 令和元年度労働基準法等の施行状況に関する調査結果について
第 30 回定例会 (2.1.30)	【議案】 68 採用選考について 69 宿直又は日直勤務の許可について 【その他の事項】 ※ 令和元年度警察官採用試験(第2回)及び警察官B(男性)採用共同試験(熊本県)の状況について
第 31 回定例会 (2.2.6)	【議案】 70 令和2年度福岡県警察官採用試験の施行決定について 【その他の事項】 ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について
第 32 回定例会 (2.2.13)	【議案】 71 採用選考について 72 採用選考について 73 昇任選考について 74 不利益処分についての審査請求に係る審査事務の委任の解除について 75 不利益処分についての審査請求に係る審理委員長の指名について 76 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 77 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について 78 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について 79 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 80 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示の制定について 81 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第3条第2号の規定に基づき定めた再任用職員の管理職手当の額の改定について
第 33 回定例会 (2.2.26)	【議案】 82 解雇予告除外認定について 83 議会に提出された条例案に対する意見について 84 特定感染症等の指定について 【協議事項】 ※ 長期係属事案の処理方針について(案) 【報告事項】 ※ 採用選考について ※ 職員や同居親族等が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合等の職務専念義務の免除に係る専決について 【その他の事項】 ※ 宿日直許可に係る他県等の状況等について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 34 回定例会 (2.3.10)	<p>【議案】</p> <p>85 採用選考について</p> <p>86 昇任選考について</p> <p>87 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>88 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>89 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>90 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校の臨時休業に伴う職務専念義務免除に係る専決について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 職員の懲戒処分について</p> <p>※ 人事委員会における令和2年度の課題について</p>
第 35 回定例会 (2.3.19)	<p>【議案】</p> <p>91 採用選考について</p> <p>92 昇任選考について</p> <p>93 昇任選考について</p> <p>94 選考職の承認について</p> <p>95 福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則ほか一訓令の制定について</p> <p>96 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>97 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>98 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に基づく職の指定等の解除について</p> <p>99 再任用職員の管理職手当の額の決定について</p> <p>100 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>101 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>102 断続的労働に従事する者に対する適用除外の許可について</p> <p>103 宿直勤務の許可について</p> <p>104 宿直勤務の許可について</p> <p>105 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>【協議事項】</p> <p>※ 審査請求事案の裁決に係る再審請求の処理方針について</p> <p>【報告事項】</p> <p>※ 採用選考について</p>
第 36 回定例会 (2.3.31)	<p>【議案】</p> <p>106 事務局職員の発令について</p> <p>107 審査請求の裁決に係る再審の請求の却下決定について</p> <p>108 断続的労働に従事する者に対する適用除外の許可について</p> <p>【その他の事項】</p> <p>※ 令和元年(審)第1号事案に係る第1回口頭審理調書について</p>

(3) 例規の制定改廃状況

① 規則

規則番号	規則名	概要	公布年月日 (施行・適用年月日)
H31年 13	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	専門職大学の新設に伴う規定の整備	H31. 4. 26公布 (H31. 4. 26施行)
R1年 1	福岡県人事委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則	様式中の元号部分を削除する改正	R1. 5. 24公布 (R1. 5. 24施行)
2	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	新たな称号が設けられたことに伴う身辺警護作業の改正	R1. 6. 4公布 (R1. 6. 4施行)
3	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	工業標準化法改正に伴う様式の改正	R1. 6. 28公布 (R1. 7. 1施行)
4	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則	会計年度任用職員制度の導入に伴う会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準の制定	R1. 7. 18公布 (R2. 4. 1施行)
5	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴う規定の整備	R1. 11. 8公布 (R1. 11. 8施行) (一部:R2. 4. 1施行)
6	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う規定の整備	R1. 12. 10公布 (R1. 12. 14施行)
7	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う規定の整備	R1. 12. 10公布 (R1. 12. 10施行) (一部:R1. 12. 14施行)
8	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	R1給与勧告に基づく給与改定に伴う勤勉手当及び住居手当の改正	R1. 12. 24公布 (R1. 12. 24施行) (住居手当:R2. 4. 1施行)

9	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	R1給与勧告に基づく給料表の改定に伴う昇格時号給対応表の改正	R1. 12. 24公布 (H31. 4. 1適用)
10	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	研究職給料表の適用を受ける獣医師の職を支給対象の職に追加することとした給与条例の改正に伴う改正	R1. 12. 24公布 (R2. 1. 1施行)
11	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	総合的見直しの完成による管理職手当の減額措置の終了に伴う改正	R1. 12. 24公布 (R2. 4. 1施行)
12	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に基づく臨時的任用職員の勤務時間、休暇等の規定の整備	R1. 12. 24公布 (R2. 4. 1施行)
R2年 1	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	警察官B(女性)採用試験における既卒者試験の新設に伴う規定の整備	R2. 1. 31公布 (R2. 1. 31施行)
2	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正及び派遣先団体の追加に伴う規定の整備	R2. 2. 28公布 (R2. 2. 28施行) (一部:R2. 4. 1施行)
3	外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備	R2. 2. 28公布 (R2. 4. 1施行)
4	福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	国の特定家畜伝染病防疫方針の改正に伴う防疫等作業手当の改正	R2. 2. 28公布 (R2. 2. 13適用)
5	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	福岡県人権教育・啓発基本指針を踏まえた様式の改正	R2. 2. 28公布 (R2. 2. 28施行)
6	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	知事及び教育長からの改正依頼に基づく規定の整備	R2. 3. 24公布 (R2. 4. 1施行)
7	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	知事からの改正依頼及び扶養手当の制度完成に伴う様式の改正	R2. 3. 24公布 (R2. 4. 1施行)

8	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	住居手当について権衡職員に対して経過措置を設けることとしたことに伴う改正	R2. 3. 24公布 (R2. 4. 1施行)
9	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	警察官B(早期採用女性)採用試験の新設に伴う改正	R2. 3. 24公布 (R2. 3. 24施行)
10	福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員制度の導入に伴う規定の整備	R2. 3. 31公布 (R2. 4. 1施行)
11	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会の組織改正に伴う規定の整備	R2. 3. 31公布 (R2. 4. 1施行)
12	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会の組織改正に伴う規定の整備	R2. 3. 31公布 (R2. 4. 1施行)
13	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会の組織改正に伴う規定の整備	R2. 3. 31公布 (R2. 4. 1施行)
14	公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務の委託を受けている町の組織改正に伴う規定の整備	R2. 3. 31公布 (R2. 4. 1施行)
15	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	県警本部長からの改正依頼に基づく改正	R2. 3. 31公布 (R2. 4. 1施行)

②告示

告示番号	告示名	概要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R2年 1	不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示	福岡県人権教育・啓発基本指針に基づく規定の整備	R2. 2. 28公布 (R2. 2. 28施行)

③通知

任用関係

通知番号	通知名	概要	発出年月日 適用年月日
1人委任 第435号	医師・歯科医師採用選考の合格基準の一部改正について	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	R1. 9. 25 R1. 10. 1適用
1人委任 第513号	福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について	会計年度任用職員の職の選考の方法を定める規定の整備	R1. 10. 24 R1. 11. 8適用
1人委任 第514号	会計年度任用職員の採用選考に係る受験資格、合格基準の制定について	会計年度任用職員の採用選考に係る受験資格及び合格基準の制定	R1. 10. 24 R1. 11. 8適用
1人委任 第525号	「福岡県の職員の任用に関する規則等の運用について」の一部改正について	会計年度任用職員の職の選考の方法についての規定の整備	R1. 11. 1 R1. 11. 8適用
1人委任 第634号	職務経験者採用選考試験(児童福祉)における事務主査採用選考基準の制定について	職務経験者採用選考試験(児童福祉)合格者の事務主査採用選考基準の制定	R1. 12. 25 R1. 12. 25適用
1人委任 第655号	福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について	警察官B(女性)採用試験における既卒者試験の新設に伴う規定の整備	R2. 1. 16 R2. 1. 31適用
1人委任 第662号	警察官A・B(男性・女性)採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について	警察官採用試験における身体測定の合格基準の見直しに伴う規定の整備	R2. 1. 16 R2年度採用試験から適用
1人委任 第664号	警察本部に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について	身体測定の合格基準の見直しに伴う規定の整備	R2. 1. 16 R2年度採用試験から適用

給与関係

通知番号	通知名	概要	発出年月日 適用年月日
1人委給 第105号	「派遣職員に関する報告について」の一部改正について	工業標準化法改正に伴う様式の改正	R1. 7. 1 R1. 7. 1適用
1人委給 第243号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴う規定の整備	R1. 12. 4 R1. 12. 14適用
1人委給 第258号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	R1給与勧告に基づく給与改定に伴う住居手当の要件の改正	R1. 12. 23 R2. 4. 1適用

服務・勤務時間関係

通知番号	通知名	概要	発出年月日 適用年月日
1人委給 第254号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う臨時的任用職員の勤務時間、休暇等の規定の整備	R1. 12. 23 R2. 4. 1適用
1人委給 第259号	「ボランティア休暇の取扱いについて」(平成29年9月22日29人委給第585号)の廃止について	「平成29年7月九州北部豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域内における被災者を支援する活動」を行う場合の取得日数の特例(平成29年10月1日適用)の廃止	R1. 12. 17 R2. 1. 1適用

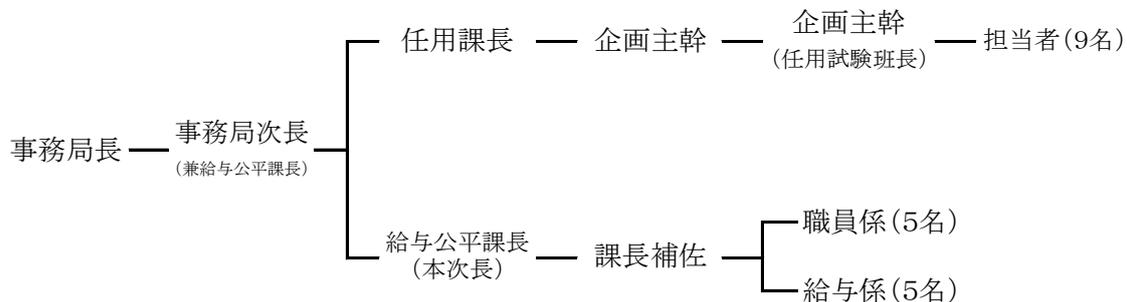
(4) 条例案に対する意見の提出

提出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
R1.6.19	88	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(第2条、第3条、第5条、第13条、第14条及び第16条を除く。)	同意します。
	89	福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について	同意します。
R1.9.18	111	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(第3条から第5条まで及び第8条を除く。)	同意します。
R1.12.4	153	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	166	福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	168	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R2.2.26	22	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	23	福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	24	地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(第1条に限る。)	同意します。
	25	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について(人事委員会所管分に限る。)	同意します。
	27	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。

2 人事委員会事務局

(1) 組織(令和2年4月1日現在)

〔 定数 25名
現員 25名 〕



(2) 事務分掌

課、係名等		所 掌 事 務
任 用 試 験 課	任 用 試 験 班	○委員及び委員会の会議に関する事。
		○職員採用の競争試験に関する事。
		○職員の採用選考に関する事。
		○職員の昇任選考に関する事。
		○職員の定年等に関する事。
		○人事制度の総合的調査研究に関する事。
給 与 公 平 課	職 員 係	○勤務時間その他の勤務条件に関する事。
		○不利益処分についての審査請求に関する事。
		○勤務条件に関する措置要求に関する事。
		○職員団体等に関する事。
給 与 係	給 与 係	○労働基準監督機関の職権行使に関する事。
		○給与制度に関する事。
		○給与勧告に関する事。
		○民間給与の調査に関する事。
		○人事統計報告の作成に関する事。

3 任用関係業務

(1)採用試験

①実施日程

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日		第2次 試験日	名簿 確定日
I 類 (II類農業を含む)	定期	4月23日	4月23日	5月13日 ～5月24日	6月23日	7月16日 ～8月8日	8月16日	
経験者	定期	4月23日	4月23日	7月16日 ～7月26日	8月25日	11月2日 ～11月3日	11月27日	
II 類 (II類農業を除く)	定期	4月23日	4月23日	8月13日 ～8月23日	9月29日	10月15日 ～11月8日	11月27日	
III 類	定期	4月23日	4月23日	8月13日 ～8月23日	9月29日	10月16日 ～11月14日	11月27日	
警察官A (男性)	第1回	定期 2月8日	2月19日	4月1日 ～4月22日	5月12日	5月27日 ～6月1日	7月1日 ～7月5日	8月14日
	第2回	定期 2月8日	2月19日	8月13日 ～9月2日	10月20日	11月6日 ～11月7日	12月9日 ～12月10日	1月23日
警察官A (女性)	第1回	定期 2月8日	2月19日	4月1日 ～4月22日	5月12日	6月1日 ～6月4日	7月9日 ～7月10日	8月14日
	第2回	定期 2月8日	2月19日	8月13日 ～9月2日	10月20日	11月14日	12月18日	1月23日
警察官A (武道指導)	第1回	定期 2月8日	2月19日	4月1日 ～4月22日	5月12日		7月5日	8月14日
	第2回	定期 2月8日	2月19日	8月13日 ～9月2日	10月20日		12月10日	1月23日
警察官B (男性)	定期	2月8日	2月19日	8月13日 ～9月2日	10月20日	11月7日 ～11月13日	12月11日 ～12月17日	1月23日
警察官B (女性)	定期	2月8日	2月19日	8月13日 ～9月2日	10月20日	11月14日 ～11月16日	12月18日 ～12月19日	1月23日
警察官C	定期	2月8日	2月19日	4月1日 ～4月22日	5月12日	6月1日	7月8日	8月14日

(参考) 令和2年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度(I類)・短大卒業程度(II類農業) 6月28日

民間企業等職務経験者 8月23日

短大・高校卒業程度(II・III類) 9月27日

警察官A(第1回男性・女性・第1回武道指導) 6月21日

警察官B(早期採用男性・女性) 6月21日

警察官C 6月21日

警察官A(第2回男性・女性・第2回武道指導) 9月20日

警察官B(男性・女性) 9月20日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
I 類	行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	年齢	薬剤師	① 昭和 63 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者 ② 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和 2 年 3 月までに卒業する見込みの者
			上記以外	① 平成 2 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者 ② 平成 10 年 4 月 2 日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和 2 年 3 月までに卒業する見込みの者
		資格・免許	児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和 2 年 3 月までに資格を取得する見込みの者
			薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和 2 年 5 月までに免許を取得する見込みの者
			栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和 2 年 5 月までに免許を取得する見込みの者
II 類	行政、教育行政、農業	平成 6 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者		
III 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業 土木、林業	平成 8 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が 2 年を超える者を除く。）		
経験者	行政	昭和 35 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、令和元年 6 月末日現在民間企業等における職務経験を 5 年以上有する者		
警察官 A (男性)		平成元年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を令和 2 年 3 月までに卒業見込みの者		
警察官 A (女性)		平成元年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業生又は大学を令和 2 年 3 月までに卒業見込みの者		
警察官 A (武道指導)		次のいずれにも該当する者 ①平成元年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業生又は大学を令和 2 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者		
警察官 B (男性)		平成元年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた男性。ただし、大学の卒業生又は大学を令和 2 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。		

警察官B (女性)		平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学の卒業生又は大学を令和2年3月までに卒業見込みの者を除く。
警察官C	経済 語学(英語) 語学(北京語) 語学(韓国・朝鮮語) 情報工学	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者又は平成10年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業生若しくは大学を令和2年3月までに卒業見込みの者

③試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
I 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問）	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問）	
III 類	教養試験……択一式（50問） 専門試験……択一式（40問） （土木、農業土木及び林業のみ）	作 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
経験者	教養試験……択一式（40問） 論文試験	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
警察官A （男性・女性） 警察官B （男性・女性）	教養試験……択一式（50問） 論文試験 （警察官A〔男性、女性〕） 作文試験 （警察官B〔男性、女性〕） 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官A （武道指導）	教養試験……択一式（50問） 論文試験 実技試験 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官C	教養試験……択一式（50問） 専門試験……記述式 論文試験 人物試験、体力検査、身体測定	専 門 試 験 人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

④実施結果

(定期)

試験の種類・区分	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率	
			受験者数	合格者数			
I 類	行政	40	668 (47)	450 (20)	84 (3)	45 (2)	10.0
	教育行政	31	259 (9)	211 (9)	62 (3)	33 (2)	6.4
	警察行政	14	122 (6)	94 (5)	43 (1)	17	5.5
	児童福祉	7	18 (3)	16 (3)	11 (3)	7 (1)	2.3
	土木	12	45 (5)	22 (4)	18 (3)	12 (2)	1.8
	建築	7	25 (5)	15 (2)	12 (1)	8	1.9
	機械	2	16 (3)	13 (3)	7 (1)	2	6.5
	電気	3	22 (3)	10	8	4	2.5
	化学	6	26 (4)	13 (2)	12 (2)	6 (1)	2.2
	農業	12	63 (8)	53 (5)	36 (4)	13 (3)	4.1
	農業土木	4	12	10	8	4	2.5
	林業	5	22 (1)	15 (1)	13 (1)	6	2.5
	畜産	5	8 (1)	6 (1)	5 (1)	4 (1)	1.5
	水産	2	16 (5)	13 (4)	7 (2)	2 (2)	6.5
	薬剤師	5	21 (2)	21 (2)	15 (2)	6	3.5
	栄養士	1	30 (2)	25 (2)	5	1	25.0
	合計	156	1,373 (104)	987 (63)	346 (27)	170 (14)	5.8
II 類	行政	25	311	185	110	62	3.0
	教育行政	20	146	95	50	23	4.1
	農業	1	15	13	1	1	13.0
	栄養士	—	—	—	—	—	—
	合計	46	472	293	161	86	3.4
III 類	行政	18	308	231	100	57	4.1
	教育行政	20	243	192	50	26	7.4
	警察行政	9	135	112	28	10	11.2
	土木	3	20	10	8	8	1.3
	建築	—	—	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	2	11	9	7	5	1.8
	林業	2	11	9	9	5	1.8
合計	54	728	563	202	111	5.1	
経験者	行政	6	855 (121)	543 (71)	18 (2)	9 (2)	60.3
総計	262	3,428 (225)	2,386 (134)	727 (29)	376 (16)	6.3	

* ()は、東京会場における数で内数

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率	
				受験者数	合格者数			
警 察 官	県 内	警A(男性)第1回	96	1,110	786	402	164	4.8
		警A(男性)第2回	46	440	251	182	48	5.2
		警A(女性)第1回	27	329	219	114	38	5.8
		警A(女性)第2回	12	143	73	51	16	4.6
		警A(武道指導)第1回	2	2	2	2	1	2.0
		警A(武道指導)第2回	2	2	2	2	0	-
		警B(男性)	117	1,132	658	470	135	4.9
		警B(女性)	31	389	229	133	36	6.4
		警C	13	48	44	26	11	4.0
	計	346	3,595	2,264	1,382	449	5.0	
	県 外	警A(男性)	5	175	117	17	5	23.4
		警B(男性)	5	197	116	21	7	16.6
		計	10	372	233	38	12	19.4
合計		356	3,967	2,497	1,420	461	5.4	

※警察官県外試験の申込者数及び第1次試験受験者数は、熊本県における共同試験において、本県を第1志望又は第2志望としている者を示す。

(合計)

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
I 類	156	1,373	987	346	170	5.8
II 類	46	472	293	161	86	3.4
III 類	54	728	563	202	111	5.1
経験者	6	855	543	18	9	60.3
合計	262	3,428	2,386	727	376	6.3
警察官	356	3,967	2,497	1,420	461	5.4
総計	618	7,395	4,883	2,147	837	5.8

(定期・臨時の合計)

試験の種類	採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
I 類	156	1,373	987	346	170	5.8
II 類	46	472	293	161	86	3.4
III 類	54	728	563	202	111	5.1
経験者	6	855	543	18	9	60.3
合計	262	3,428	2,386	727	376	6.3
警察官	356	3,967	2,497	1,420	461	5.4
総計	618	7,395	4,883	2,147	837	5.8

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(令和2年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行政	45	36	9	0
	教育行政	33	27	6	0
	警察行政	17	15	2	0
	児童福祉	7	7	0	0
	土木	12	11	1	0
	建築	8	6	2	0
	機械	2	1	1	0
	電気	4	3	1	0
	化学	6	6	0	0
	農業	13	12	1	0
	農業土木	4	4	0	0
	林業	6	6	0	0
	畜産	4	2	2	0
	水産	2	2	0	0
	薬剤師	6	6	0	0
栄養士	1	1	0	0	
	計	170	145	25	0
II 類	行政	62	59	3	0
	教育行政	23	21	2	0
	農業	1	1	0	0
	計	86	81	5	0
III 類	行政	57	46	11	0
	教育行政	26	24	2	0
	警察行政	10	8	2	0
	土木	8	4	4	0
	農業土木	5	4	1	0
	林業	5	3	2	0
	計	111	89	22	0
経験者	行政	9	8	1	0
	職員計	376	323	53	0
警察官	警察官A(男性)	217	130	69	18
	警察官A(女性)	54	21	14	19
	警察官A(武道指導)	1	1	0	0
	警察官B(男性)	142	125	7	10
	警察官B(女性)	36	23	3	10
	警察官C	11	8	3	0
	計	461	308	96	57
	総計	837	631	149	57

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第10条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験その他の方法によって行われる。

令和元年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第10条第1項 根拠規定	職	知事	教育 委員会	職	警察 本部
第1号、第2号 (係長以上の職) (巡査部長相当職以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	2 1		警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職	
第4号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	1 1 4 2 1 2	1	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	4 1 1
第5号 (かつて職員であった者)		4	6		2
第6号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	5 8 17 32 15	1 12	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	1 4 1 1
第7号 (選考職)	医師 研究職員(化学) 海技従事者 情報処理 少年補導職員 学芸員 文化財発掘技師 自動車整備士 航空従事者 航空整備士	9	1	医師 研究職員(化学) 研究職員(心理) 研究職員(物理) 研究職員(法医) 研究職員(文書) 情報処理 少年補導職員 自動車整備士 航空従事者 航空整備士 保健師	1 3 1 3 1 4 1

第8号及び第9号 (前各号に掲げるもの以外)			5		5
合 計		104	26		34

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考及び障がい者を対象とする採用選考の令和元年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
看 護 師	2	5	4	3	2	2.0
研 究 職 員	4	47	36	17	4	9.0
獣 医 師	10	23	19	18	14	1.4
船 員	1	6	6	5	1	6.0
心 理 判 定 員	4	16	14	10	4	3.5
児 童 自 立 支 援 専 門 員	3	8	5	4	1	5.0
保 育 士	3	14	14	5	3	4.7
保 健 師	14	36	28	27	15	1.9
職 業 指 導 員	1	3	3	1	1	3.0
合 計	42	158	129	90	45	2.9

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
児 童 自 立 支 援 専 門 員	2	3	3	2	2	1.5
保 育 士	1	7	4	3	1	4.0
職 業 指 導 員	1	0	—	—	—	—
児 童 福 祉	5	16	16	12	6	2.7
合 計	9	26	23	17	9	2.6

〔障がい者別枠選考〕

試験区分	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行 政	4	50	48	13	4	12.0
教 育 行 政	2	34	29	7	2	14.5
警 察 行 政	1	9	7	5	0	—
合 計	7	93	84	25	6	14.0

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、令和元年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分		部 長	次 長	課 長	課長補佐	係長以下	合 計
知 事	一般行政職(事務)	21	35	101	222	138	517
	一般行政職(技術)	6	17	60	131	98	312
	海事職						
	医療職		1	3	2	5	11
	特定獣医師職		1	8	11	5	25
	看護師職				2	1	3
	研究職		3	7	19	15	44
合 計		27	57	179	387	262	912
教 育 委 員 会	一般行政職(事務)	1	4	7	11	8	32
	一般行政職(技術)				2	3	5
	海事職						
	医療職(二)						
	学校事務			9	17	15	41
司書				1			
合 計		1	4	16	31	26	78

区 分		警 視	警 部	警部補	巡査部長	合 計
警 察 本 部	一般行政職(事務)			7	12	32
	一般行政職(技術)				3	1
	海事職					
	医療職(三)					
	研究職	4	1	2	2	9
公安職	55				55	
合 計		59	8	17	35	119

(4)臨時的任用の承認

任命権者は、欠員の場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができることとされている(緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は任用期間を更新する場合においては、人事委員会の承認があったものとみなすこととしている(福岡県の職員の任用に関する規則第34条及び第35条))。

令和元年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任命権者	件数
知 事	508
教育委員会	117
警察本部	
そ の 他	
合 計	625

(5) 任期付職員の採用の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任命権者は任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならない。令和元年度の承認件数は4件である。

- (注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6) 定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定により、定年に達した職員の勤務延長、定年退職者の再任用及び再任用の任期の更新の状況について任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動については人事委員会の承認を得ることとしている。

令和元年度の勤務延長は1件、再任用件数は2, 133件である。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長	1			
再 任 用	590	1, 502	41	2, 133
更 新	436	1, 050	19	1, 505

4 給与関係業務

(1) 給与等に関する報告及び勧告

- ① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)
職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「平成31年県職員給与等実態調査」及び「平成31年職種別民間給与実態調査」を行った。

※ 概要については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和元年9月)」参考資料を参照

- ② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条及び第26条)
令和元年9月25日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。給与勧告のポイントは以下のとおりである。

【平成31年4月の公民較差に基づく給与改定】

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ・ 較差(0.14%)の是正のため、給料月額を引上げ
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ

(ア) 民間給与との較差及び給与制度の改正

a 民間給与との比較

(a) 月例給

民間	職員	較差
371,781円	371,253円	528円[0.14%]

(b) 期末・勤勉手当

民間	職員	差
4.48月	4.45月	0.03月

b 給与改定の内容

(a) 月例給

- ・ 給料表 公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して改定

(b) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の年間支給割合と均衡させるため、0.05月分引上げ
4.45月分→4.5月分(引上げ分は勤勉手当に配分)

[実施時期]

- ・平成31年4月1日

(イ) 住居手当の改定(令和2年4月1日から実施)

人事院勧告の内容に準じて、次のとおり改定

- ・支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引上げ(12,000 円 → 16,000 円)
- ・最高支給限度額を 1,000 円引上げ(27,000 円 → 28,000 円)

(ウ) 意見

a 人材の確保及び育成について

(a) 有為な人材の確保

職員採用試験の受験者が減少傾向にある中、優秀な人材を継続的に確保するためには、本県の仕事の内容や魅力などについて受験者層に積極的にアピールを行っていく必要がある。

本委員会としては、任命権者と緊密に連携を図りつつ、受験者層が求める情報の把握に努めながら、より有効な広報の内容や手段について検討していく。

(b) 女性の採用・登用の拡大

複雑化・多様化している行政課題に対応するため、有為な女性職員の採用・登用を進めていくことが重要である。今後とも、女性受験者の確保に努め、任命権者においては、キャリア形成のための人事配置や研修、管理職のマネジメント能力の向上などに取り組み、女性が意欲を持って働くことができる職場づくりを一層進めていく必要がある。

(c) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

人事評価制度は、職員の士気高揚や能力開発、人材育成を目的としたものであり、任命権者は、引き続き運用実態の検証や評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の理解と納得を得ながら適正な人事管理を進めていく必要がある。

b 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

(a) 時間外勤務の上限規制の遵守及び長時間労働の是正

本県職員の時間外勤務命令の状況調査により、例外業務に該当しない業務により上限時間を超えた職員が認められた。任命権者においては、所属長に対する是正指導及び要因等の検証を行い、上限規制を遵守する必要がある。さらに、各所属のマネジメントの強化を図り、時間外勤務縮減の取組を進める必要がある。

教員については、県立学校における勤務実態を分析の上、国のガイドラインの上限の目安時間を遵守できるよう、実効性のある縮減策の展開が必要である。あわせて小中学校や市町村の取組を支援することにより、本県の教職員の働き方改革を牽引していくことが求められる。

(b) 長時間労働者の健康の確保

長時間労働に従事した職員の心身の健康を確保するためには、医師による面接指導を適時かつ適切に行う必要がある。任命権者においては、長時間の時間外勤務等に伴う疲労の蓄積により健康障害のリスクが高まっているおそれがある職員について、本人の申出がなくとも面接指導を実施できるよう、必要な措置を講ずる必要がある。

(c) 年次休暇の使用促進

職員の心身の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、任命権者においては、所属

における年次休暇使用を促進するよう所属長に対する指導を更に進めるとともに、管理監督者においては、職員が年次休暇を使用しやすい職場環境づくりや計画的・連続的な使用の促進に引き続き努める必要がある。

(d) 仕事と家庭等の両立支援の推進

任命権者においては、性別にかかわらず、必要とする職員に両立支援制度が十分に活用されるよう、引き続き制度の周知や意識啓発に取り組む必要がある。また、時差勤務制度の拡充、サテライトオフィスの設置、在宅勤務の導入等の弾力的な働き方を可能にする措置を講ずることについて、引き続き検討を進める必要がある。

(e) ハラスメント防止対策

任命権者においては、国における議論等を注視しつつ、実効性のあるパワー・ハラスメント防止策を適切に講じていく必要がある。また、あらゆるハラスメントに関する意識啓発や職員が相談しやすい環境整備を継続するとともに、相談を行ったこと等を理由に不利益な取扱いがなされないよう十分留意することが重要である。

(f) メンタルヘルス対策

任命権者においては、職員が悩みを一人で抱え込むことのないよう、風通しの良い職場づくりを引き続き進めるとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止するための職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上、早期発見・早期対応のための相談しやすい環境の整備、円滑な職場復帰のための支援、再発防止に向けた取組を更に推進する必要がある。

(g) 会計年度任用職員制度の導入

臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用要件の厳格化並びに会計年度任用職員制度の創設が盛り込まれた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が来年4月に施行され、本県においても会計年度任用職員制度が導入される。任命権者は、法の趣旨に沿って、適切に制度を運用していく必要がある。

c 定年の引上げに関する検討について

昨年、人事院は、定年の引上げについて意見の申出を行い、本年は、その実現のための措置が早期に実施されるよう要請を行った。

高齢層職員の能力及び経験を活用するため、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、引き続き、職員の定年の引上げに関し、本県の実態を踏まえた人事給与制度等の検討を進めていく必要がある。

d 公務員倫理の徹底について

職員においては、福岡県職員としての使命感と矜持を堅持し、服務規律の厳正な確保と法令遵守を旨として職務に精励することが重要である。任命権者においては、引き続き、職員に対し高い倫理意識の保持を徹底するとともに、不祥事の根絶に向けた取組を粘り強く進めていく必要がある。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和元年9月)」を参照

③ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

平成31年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

(ア) 人員、平均年齢、平均経験年数

	適用人員(人)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)
全給料表	39,091	41.6	19.6
行政職給料表	8,869	42.1	20.3
医師職給料表	47	42.1	18.2
看護師職給料表	49	41.6	19.1
研究職給料表	361	43.6	20.6
特定獣医師職給料表	74	44.5	21.0
公安職給料表	11,208	38.2	17.0
教育職給料表(二)	5,565	45.5	22.8
教育職給料表(三)	12,916	42.5	19.8
特定任期付職員給料表	2	51.7	7.4

(イ) 平均給与月額

(単位:円)

	給料	扶養手当	地域手当	計
全職員	344,141	10,015	18,351	372,507
行政職給料表適用職員	327,077	8,427	17,815	353,319

(2)初任給、昇格、昇給関係承認状況(令和元年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条に係る承認件数は次のとおりである。

	知事	教育委員会	警察本部長	計
件数	2	2	0	4

※ 39条:規則により難しい場合

5 労働基準監督関係業務

(1)事業場の区分

(令和2年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、厚生労働省福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第12号 〔教育 調査研究〕	156	公文書館	教育センター	警察学校	
		職員研修所	体育研究所		
		消防学校	美術館		
		アジア文化交流 センター	図書館		
		保健環境研究所	社会教育総合セ ンター		
		高等技術専門校 (7)	英彦山青年の家 少年自然の家 (2)		
		福岡障害者職業 能力開発校	九州歴史資料館		
		工業技術センタ ー(化学繊維研 究所を含む。)	中学校 (4)		
		工業技術センタ ー研究所 (3)	高等学校(分校 を含む。)(94)		
		農業大学校	輝翔館中等教育 学校		
		農林業総合試験 場	視覚特別支援学 校(寄宿舍を除 く。)(3)		
		農林業総合試験 場資源活用研究 センター	聴覚特別支援学 校(寄宿舍を除 く。)(4)		
		農林業総合試験 場分場 (3)	特別支援学校 (寄宿舍を除 く。)(13)		
		水産海洋技術セ ンター			
		水産海洋技術セ ンター 研究所 (3)			

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
別表第1に 該当しない 官公署	129	本庁	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		県税事務所(12)	教育庁教育事務 所 (6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	ふれあいの家	鉄道警察隊	議会事務局
		パスポートセンタ ー(支所を含む。)	夜須高原野外活 動センター	機動捜査隊	選挙管理委員会 (事務部局)
		女性相談所		自動車運転免許 試験場 (4)	労働委員会事務 局
		消費生活センタ ー		交通機動隊	
		保健福祉環境事 務所、保健福祉 事務所(保護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課) (10)		高速道路交通警 察隊	海区漁業調整委 員会事務局 (3)
		精神保健福祉セ ンター		第一機動隊	
		児童相談所(保 護課を除く。) (6)		第二機動隊	
		障がい者更生相 談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務 所 (4)		福岡武道館	
		中小企業振興事 務所 (4)		警察署(交番、 駐在所、派出所 を含む。)(35)	
		計量検定所			
		大阪事務所			
		農林事務所 (6)			
農林事務所普及 指導センター (8)					
家畜保健衛生所 (4)					
計	285	90	137	50	8

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第1号 (製造加工)	1			警察車両整備工場	
第3号 (土木建築)	31	筑後川水系農地 開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (13) 苅田港務所 流域下水道事務所			
第13号 (保健衛生)	29	保健福祉環境事 務所、保健福祉 事 務 所 (保 護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (4) 福岡学園 こども療育センタ ー新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学 校寄宿舎 (2) 特別支援学校寄 宿舎 (6)		
計	61	49	11	1	0

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

令和元年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法等上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行使した件数は次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	0	3	0	0	3
宿日直勤務許可	0	9	12	0	21
断続的労働に従事する者に対する適用除外許可	4	0	0	0	4
三六協定届	27	128	0	0	155
衛生管理者等選任報告	28	52	32	2	114
労働者死傷病報告	2	11	100	0	113
事故報告	0	1	0	0	1

(3)事業場調査

勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を的確に果たすため、職権を行使する285事業場全てに対し、書面調査を実施し、その上で13事業場に対し現地調査を実施した。

6 服務、勤務時間関係業務

(1)職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

令和元年度における規則第2条第13号の規定に基づく承認件数は、次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
体育競技大会参加	0	1	0	0	1
その他	2	2	2	8	14

(2)勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例、規則又は運用通知に基づく承認、協議の件数は次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
人事委員会が別に定める疾患の承認協議	0	1	0	0	1
ボランティア休暇の承認協議	0	1	0	0	1

(3)勤務時間、休暇等に関する制度の改正

令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、「福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則」の制定並びに「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正を行った。

7 公平審査関係業務

職員が全力を挙げて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分であったり、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が審査を行い事案を判定し必要に応じて権限を有する当局に対し勧告を行う等の方法で、事案の解決に当たるものである。

① 措置要求の処理状況

区 分	平成 30 年度末 (H31.3.31) 係属件数	令和元年度		令和元年度末 (R2.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
計	1	1	1	1

② 令和元年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
平成 30 年(措)第1号事案	判定 令和元年6月 10 日

(2) 不利益処分についての審査請求関係

不利益処分に関する審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分についての審査請求があった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 審査請求の処理状況

区 分		平成30年度末 (H31.3.31) 係属件数	令和元年度		令和元年度末 (R2.3.31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	分 限 免 職	1	0	0	1
懲 戒 処 分	戒 告	43	0	27	16
	減 給	8	0	5	3
	停 職	2	1	0	3
	懲 戒 免 職	4	2	0	6
その他 (転任など)		2	0	0	2
計		60	3	32	31

② 令和元年度審理の開催状況

区分	準備手続	口頭審理	計
開催回数	3	4	7

③ 令和元年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
昭和 59 年(不)第 10021 号事案ほか 1 事案	取下げ 平成 31 年 4 月 17 日
昭和 44 年(不)第 1210 号事案ほか 12 事案	裁決 令和元年 10 月 24 日
昭和 44 年(不)第 6030 号事案ほか 5 事案	裁決 令和元年 10 月 24 日
昭和 45 年(不)第 116 号事案ほか 1 事案	裁決 令和元年 10 月 24 日
昭和 48 年(不)第 1654 号事案ほか 8 事案	裁決 令和元年 10 月 24 日

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や審査請求に至らないような職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

令和元年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町	計
件 数	8	3	0	0	11

② 相談内容

相談内容	勤務条件・服務	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他	計
件 数	3	0	2	3	3	11

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町及び大刀洗町の7町である。

なお、令和元年度において、上記町職員による勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求はいずれもなされず、係属する事案もない。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

本 庁

(令和2年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 理事 事務局次長 法務監 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書 室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 副室長 参事 監察監 企画 監 企画広報監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県 政情報監 防災危機管理専門監 監査指導監 廃棄物対策専門監 建設 監理監 課長補佐 室長補佐 監察員 秘書室の参事補佐、係長、事務主 査及び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主幹、 企画主査、事務主査、主任主事及び主事 財政課の予算担当の企画主幹 及び企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務厚生課の人事、服 務又は公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査 総合政策課の総務 係長 調査統計課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 社会活 動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の総務係長 福祉総務課の総 務係長 環境政策課の総務係長 監視指導課の人事又は服務担当の企画 主幹又は企画主査 商工政策課の総務係長 新産業振興課の人事又は服 務担当の企画主幹又は企画主査 農林水産政策課の総務係長 県土整備 総務課の総務係長 建築都市総務課の総務係長
教育委員会事務局	副教育長 教育監 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 企画広報 監 参事 主幹指導主事 主幹社会教育主事 人事管理主事 課長補佐 広報公聴主幹 総務企画課の秘書広報係長、人事係長、企画主査及び人 事係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事 財務 課の給与係長及び企画主査 教職員課の福利・職員係長、市町村立学校 係長、県立学校係長、企画主査及び福利・職員係の職員団体担当の事務 主査並びに上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補 佐 企画主幹 係長 企画主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室 長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若し

くは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。

- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則(平成30年福岡県教育委員会規則第1号)第20条に規定する教育事務所以外の機関をいう。
- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、秘書、人事、服務、給与又は職員団体を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
公 文 書 館	館長
職 員 研 修 所	所長、次長
県 税 事 務 所	所長 副所長 課長
消 防 学 校	校長
東 京 事 務 所	所長 副所長 総務課長
パスポートセンター	所長 支所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女 性 相 談 所	所長
消費生活センター	所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保健環境研究所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児 童 相 談 所	所長 副所長 児童福祉法務専門監 次長 相談第一課長
福 岡 学 園	園長 児童自立支援専門監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
こども療育センター新光園	園長 副園長 庶務課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長(大牟田及び小倉の高等技術専門校に限る。)
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
大 阪 事 務 所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長

機 関	職
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、南筑後、八女、久留米、朝倉、飯塚及び田川の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。) 出張所長
農林業総合試験場	場長 センター長 副場長 副センター長 管理部長 企画部長 総務・普及部長 総務課長 分場長
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
家畜保健衛生所	所長 副所長 管理衛生課長
農地開発事務所	所長 副所長 課長
水産海洋技術センター	所長 部長 研究所長 総務課長
県土整備事務所	所長 副所長 支所長 センター長 副センター長 地域整備企画監 課長 室長 出張所長
港 務 所	所長 庶務課長
流域下水道事務所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長 総務課長
社会教育総合センター	所長 副理事 副所長
英彦山青年の家	所長 総務課長
少年自然の家	所長
九州歴史資料館	副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、令和元年度末現在で15団体である。

イ 令和元年度における上記事務の処理状況は、役員変更14件である。

[登録職員団体の状況]

(県関係)

(令和2年3月31日現在)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労福岡県職員労働組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	(含現業) 5,992
福岡県高等学校教職員組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市東区馬出1丁目9-13	単一体	※492
福岡県教職員組合	S41.10.18 (S26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	2,981
福岡県公立小中学校校事務職員組合	S44. 8.18	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	37
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	※1,178
福岡県教育管理職員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9番12号 福岡武田ビル5階	単一体	778
福岡県公立学校教職員組合	S53. 2.15	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	※33
福岡県立学校事務職員組合	S58.11.25	執行委員長在任校 [ひびき高等学校内]	単一体	23
福岡県高等学校水産実習船労働組合	H24. 4.13	宗像市田熊2-4-28 十時 博一宅	単一体	11
福岡県教職員労働組合	H26. 1.14	執行委員長の勤務校 [糸島市立加布里小学校内]	単一体	※210

(受託町関係)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労芦屋町職員労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中ノ浜4番16号	単一体	122
自治労水巻町職員労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一体	119
自治労岡垣町職員労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町大字野間1丁目1番1号 岡垣町役場内	単一体	※96
自治労鞍手町職員労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 鞍手町役場内	単一体	※88
自治労小竹町職員労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3349番地 小竹町役場内	単一体	※51

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（令和元年度版）

■発行年月日 令和2年8月3日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 643-3956